

六戸町移住支援金チェックシート・提出書類

【 要件 関係人口 】

共 通	次に掲げる移住元に関する要件のいずれかに該当すること	チェック
	(ア) 六戸町に住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、かつ直前1年以上 東京23区内に住んでいた。	
	(イ) 六戸町に住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、かつ直前1年以上 東京圏 ※に在住し、 東京23区内への通勤 をしていた。	
	・東京23区に所在する事業所への通勤期間については、六戸町に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができます。 ・雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していた方に限る。 ・東京圏に居住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方(雇用保険の被保険者として就職した方)については、通学期間を通勤していた期間とみなすことができます。	
	次に掲げる移住先に関する要件の全てに該当すること	チェック
	(ア) 申請時において、転入後1年以内である(世帯の場合世帯員全員)。	
	(イ) 六戸町に申請日から5年以上継続して居住する意思がある。	
	次に掲げるその他に関する要件の全てに該当すること	チェック
	(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない(世帯の場合世帯員全員)。 (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を持っている。	
	関係人口	次に掲げる関係人口に関する(ア)(イ)のいずれかに該当し、かつ、(ウ)(エ)のいずれかに該当すること
(ア) 過去5年以内に六戸町へふるさと納税を2回以上行ったことがある。		
(イ) 転入前に六戸町が参加又は出展する移住関連イベントに参加し、六戸町の移住相談窓口等への移住相談を行った。		
(ウ) 農林水産業に就業する(農業に当たっては主たる農地の所有権又は利用権を有し、主要な農業機械・施設を所有し、又は借りている者に限る。)		
(エ) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある。		

※東京圏 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県 ただし条件不利地域(別表参照)を除いた地域

【申請書類】

- 交付申請書(様式第1号)
- 本人確認書類の写し(移住先住所記載、写真付きのもの※運転免許証(表・裏)またはマイナンバーカード(表のみ)等)
- 移住前の在住地及び在住期間がわかる住民票の除票の写し又は戸籍謄本の附票(世帯の場合全員分)
- 移住後の転入日がわかる住民票又は戸籍の附票(世帯の場合全員分)
- 移住元での就業先・就業場所・就業期間・雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
(退職した企業の就業証明書、退職証明書、離職票等、※個人事業主は履歴事項全部証明書、開業届出済証明書等)
- 移住元での在学期間を確認できる書類(卒業証明書、成績証明書等 通学期間を加算して申請する場合)

裏へ続く

□ 農林水産業に従事していることが分かる書類

- ・ 農林業の場合：確定申告書の写し、農業委員会発行の耕作証明書、農業生産法人発行の証明書等
- ・ 漁業の場合：確定申告書の写し、漁業協同組合発行の漁業証明書等